



# RENKEI

## 第12号

2020.3.吉日

発行元

松江市在宅医療・介護連携支援センター TEL: (0852) 61-3741 FAX: (0852) 21-5377

住所: 〒690-0852 島根県松江市千鳥町70番地 松江市総合福祉センター1階 社会福祉法人松江市社会福祉協議会

ホームページもご活用下さい >>>

松江市在宅医療介護

検索



## 「救急時の対応で困ったこと」松江市消防本部との話し合い

### 訪問したら亡くなっていた。どうすればよい?

近年、高齢化社会に伴い、在宅療養を支える関係者は、在宅での孤独死に遭遇したり、施設でもすでに亡くなっている状態に出会ったりすることなどが予測されます。昨年（平成30年）の訪問看護ステーション所長会でも「訪問した時すでに亡くなっていた。救急車を呼ぶのか警察に連絡か迷うけど、事態は急を要している。慌てるし、困っている」などの意見が出ていました。同様の場面に出会うと予測されるケアマネジャー・地域包括支援センターなどの状況を聞きまして、このような場面に出会い、「困ったことがある」との情報を得ました。

そこで、同じ現場で活動する市消防本部と訪問看護ステーション・ケアマネジャー・地域包括ケア支援センターで「救急時の対応」について話し合い、情報交換を行うことにしました。

令和2年1月21日（火）に総合福祉センター会議室で、松江市消防本部警防課救急室、島根県訪問看護ステーション協会松江支部、松江地域介護支援専門員協会、地域包括ケア支援センター、松江保健所の参加で、活発な意見交換が行われました。

話し合いは、まず、市消防本部警防課救急室から、救急搬送の実態報告の説明を頂きました。

「過去10年間、出動件数・年齢別搬送人員は、高齢者層が増加している。昨年（平成30年）は前年比で微減したが、今後も増加が見込まれる。」等です。

救急搬送状況の報告を受けた後、「救急要請について困っていること・悩んでいること」について、話し合いを行いました。現場での状況や困った事例などを示しながら、具体的にどのように行動するかなど活発な意見交換がなされました。



終了後、参加者からは、「話し合いが持ててよかった。」「どうしたらよいか示してもらい良かった」「市消防本部と直接、話が出来て安心した」「今後の困りごとの相談もしやすくなった」など、話し合いを前向きにとらえる感想が多くみられました。

何より、在宅での救急の場を共有し活動する人たちが、お互いの“顔を見て”話ができたことが良かったようです。

その結果を整理し、「救急時の対応で困ったことQ&A」として、2月中旬、松江市より、各事業所に向け発送されました。

次ページに Q&A が掲載されています▶

「救急時の対応で困ったことQ&A」より、一部抜粋して、ここに示してみました。  
全容につきましては、ホームページをご覧ください。

## 「救急時の対応で困ったこと」Q&A

**Q** 発見時、亡くなっている場合。連絡は、消防か警察どちらへするのか。

**A** 警察は、死亡しているか確認・判断できていないので、消防へ通報。警察へ通報しても必ず警察から消防へ出動要請がある。

**Q** 発見時、明らかに死亡していたが、通報時心肺蘇生の指示があり、戸惑った。心肺蘇生法をどこまで実施するのか。

**A** 消防(119)へ通報があれば、通信指令課員では死亡の判断が出来ないので、心肺蘇生法の口頭指導を行う。強制ではなくあくまで協力依頼なので、無理と判断したなら差し控えてもらってもよい。

通報者には下記の判断基準に沿って観察を誘導する。現場到着した救急隊が観察の結果、「明らかに死亡している」と判断した場合は、不搬送として扱い、警察へ連絡し引き渡しとなる。下記6項目のすべてが該当した場合や交通事故等で体幹や頭部が離断している場合は、「明らかに死亡している」と判断する。

- (1)意識レベルが300であること。(痛み刺激に反応しない)
- (2)呼吸が全く感ぜられないこと。
- (3)総頸動脈で脈拍が全く触知できないこと。
- (4)瞳孔の散大が認められ、対光反射が全くないこと。
- (5)体温が感ぜられず、冷感が認められること。
- (6)死後硬直又は、死斑が認められること。

## もう一度、確認してください「救急医療情報」

利用者さん宅の冷蔵庫に「救急医療情報」を入れたファイルが貼ってありませんか？

かかりつけ医療機関や緊急連絡先などの救急医療情報が書かれています。緊急時に市消防本部との協力で、救急医療に生かすものです。「救急医療情報」を松江市に申請すると、市消防本部の地図に登録され、通報時に「救急医療情報」があるお宅は、市消防本部の地図に表示されます。利用者さんにお声をかけて、活用や更新の検討をお願いいたします。



申請用紙を  
入手するには

**1** 松江市健康政策課窓口

**2** 松江市公式サイト

URLはこちら <https://www.city.matsue.shimane.jp/>

松江市総合メニュー ▶ 救急医療情報活用事業  
▶ 申し込み手続き ▶ 救急医療情報セット申込書

# 第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定が来年度からはじまります

令和2年2月20日開催「令和元年度第4回松江市社会福祉審議会・高齢者福祉専門分科会」

「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」は3年に1回策定され、現在は第7期（2018年度～2020年度）の計画に沿って施策がすすめられています。それと並行し、来年度からは第8期（2021年度～2023年度）の計画策定が始まります。

今回は、令和元年12月27日開催の社会保険審議会介護保険部会で提案された「介護保険制度の見直しに関する意見」をもとに、第8期計画の基本的な考えが松江市から提案されました。

現在、策定に向けて各種調査が始まっています。

次回は会議が5月に予定され、会議内容は松江市のホームページにも掲載されます。

<b>第8期計画の基本的な考え</b>	<b>策定に向けた各種調査</b>
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 健康づくりと介護予防の推進（健康寿命の延伸）</li> <li>2. 多様なニーズに対応した介護サービスの提供</li> <li>3. 認知症対策の推進</li> <li>4. 介護人材の確保</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 在宅の要介護者向けの在宅介護実態調査</li> <li>② 認定者を除く高齢者対象の介護予防日常生活圏域ニーズ調査</li> <li>③ ケアマネジャーを対象に在宅生活改善調査（在宅で生活するために地域に不足する介護サービス等）</li> <li>④ 介護施設等向けに居所変更実態調査（住み慣れた住まい等で暮らし続けるための必要な機能等）</li> </ol>

## ～多職種連携会議の活動紹介～「城西地区住民と医療・介護多職種連携会議」

現在市内7か所で多職種が集まり、会議や研修、地域のための取り組みが行われています。

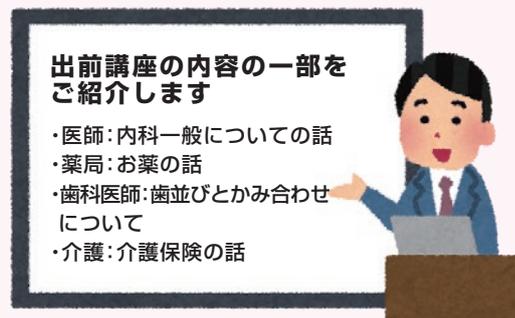
「城西地区住民と医療・介護多職種連携会議」は、昨年立ち上がりました。

特色は、医療・介護関係者と地域住民が力を合わせ、城西地区の住民一人ひとりが安心して暮らし続けることのできる地域づくりを目指して活動をしている点です。

令和2年2月6日、城西公民館で行われた会議には、民生児童委員・福祉推進員・医師・薬剤師・介護保険サービス事業所・施設・地域包括支援センター等60名の参加がありました。

- ① 地区の診療所・薬局・介護保険サービス事業所・施設の紹介
- ② 参加事業所による無料出前講座のご案内
- ③ 地域住民と専門職が連携し、支援した事例について紹介
- ④ グループにわかれて、意見交換

「いろいろな施設・サービスの内容を知ることができて参考となった」「相談ができる窓口を知ったことが良かった」「民生児童委員や福祉推進員の見守りの様子がわかりよかった」などのご意見がありました。



こんな相談をいただいています。～これまでに対応した相談事例の一部を紹介～	
<b>Q</b> 隣市の医療機関と連携の経験がなく、連携方法が分からない。	<b>Q</b> 在宅療養中の糖尿病とがんの方。訪問して栄養指導してもらえるところがあるか。
<b>A</b> 資源の情報収集として該当市の地域包括支援センターへ確認。また、確認した事項と該当市の「医療介護連携ガイド」、「医師とケアマネジャーの連絡シート」について情報収集できるホームページを情報提供する。	<b>A</b> 栄養士の栄養ケアステーション、訪問にて栄養指導している会社の情報提供。
<b>Q</b> 訪問看護師、病院看護師などから、在宅での薬剤管理に難があるが、どこに相談すればよいか。等の相談あり。例えば、医療機関を複数受診し、沢山の薬剤を処方され残薬が多数ある。内服管理が重要な患者だが、どのように自宅で内服管理しているか情報が欲しい。	<b>Q</b> インスリン注射が必要な方の入所可能なサービス付き高齢者向け住宅はどこか。
<b>A</b> 薬剤師会に情報提供を行う。薬剤師会から「かかりつけ薬剤師・薬局紹介センター」の紹介	<b>A</b> 「サービス付き高齢者向け住宅の情報提供システム」と見方、訪問看護が併設で対応可能と思われるサ高住について情報提供



# Information ~活用しよう! いろいろな情報~

## ☆高齢者あんしんサポート事業

身寄りのない方や身近に親族などがいない方について、ご本人が判断できる間に松江市社会福祉協議会と契約することで、日ごらの見守りや、入院等緊急時の支援、預託金による金銭的保証、亡くなった後のことについて支援する事業です。

この事業を利用できる方

- ① 契約内容について判断できる方
- ② 松江市に居住する65歳以上の方
- ③ 支援可能な親族がいない方
- ④ 生活保護受給者でない方
- ⑤ 不動産収入がなく、住宅ローン以外の負債がないこと

**連絡先** 社会福祉法人松江市社会福祉協議会 生活支援課

**電話番号** 0852-24-9026

**E-mail** shakyo-m@web-sanin.co.jp

**所在地** 〒690-0852 松江市千鳥町70

**受付時間** 平日8:30～17:00(土日祝日休み)

### ご利用までの流れ

相 談

面 談

契 約 準 備  
(支援計画書の作成など)

契 約 締 結 審 査

公正証書遺言の作成

契 約

預 託 金 の 振 込

サ ー ビ ス 開 始

## ☆お役に立ててください。

松江市在宅医療・介護連携支援センターのホームページからの情報

日常の活動の中で、施設や診療所などの情報が欲しいことはありませんか。

「自宅から徒歩圏内の診療所」

「訪問診療や往診ができる診療所がわからない」

「医療的ケアが必要な方に対応できる施設」

「居宅療養管理指導が可能な薬局」

「訪問リハビリが必要な方に対応できる訪問看護と訪問リハビリ」

などのご相談があります。

私共のホームページから、各専門職団体や県が示しています各施設診療所などのサイトへリンクしていて、情報を見ることが出来ます。

検索して皆様の活動が円滑になるようお役立てください。



検索方法はこちら

松江市在宅医療・介護連携支援センター

地域の医療・介護の資料集

医療・介護、施設、入退院  
(各種サイトや入退院に係るマニュアル等)

## ☆新規掲載!!

「有料老人ホーム(サ高住以外)の医療的ケア等対応一覧」を作成、ホームページに掲載しました。